

監査役監査基準（新旧対照表）

2022年8月1日

公益社団法人日本監査役協会

「監査役監査基準」（2021年12月16日改定）を次のとおり改定する。

（注）改定箇所については、太下線を付して表示している。

u>

補足に改定の趣旨を記載している。

語尾についても整理をしているが、整理に当たっての考え方は下記の表のとおり。

Lv.	事項	語尾
1	法定事項	原則「ねばならない」、「できない」に統一する。 ただし、法令の文言を勘案する場合もある。
2	不遵守があった場合に、善管注意義務違反となる蓋然性が相当程度ある事項	原則「ねばならない」に統一する。
3	不遵守が直ちに善管注意義務違反となるわけではないが、不遵守の態様によっては善管注意義務違反を問われることがあり得る事項	原則「する」に統一する（「行う」等を含む。）。
4	努力義務事項、望ましい事項、行動規範ではあるが上記1～3に該当しない事項（検討・考慮すべきものの具体的な行動指針は示されていない事項等）	状況に応じて文言を選択する。 なお、努力義務事項については、「努める」に統一するほか、行動規範ではあるが上記1～3に該当しない事項は、原則「～ものとする」に統一する。
5	権利の確認等上記1～4に当てはまらない事項	状況に応じて文言を選択する。

新	旧
<p align="center">監査役監査基準</p> <p align="center">公益社団法人日本監査役協会</p> <p align="center">1975年3月25日制定 1982年7月20日改定 1993年9月29日改定 1994年10月31日改定 2000年1月7日改定 2002年6月13日改定 2004年2月12日改定 2007年1月12日改定 2009年7月9日改定 2011年3月10日改定 2015年7月23日改定 2021年12月16日改定 2022年8月1日最終改定</p> <p align="center">(前略)</p>	<p align="center">監査役監査基準</p> <p align="center">公益社団法人日本監査役協会</p> <p align="center">1975年3月25日制定 1982年7月20日改定 1993年9月29日改定 1994年10月31日改定 2000年1月7日改定 2002年6月13日改定 2004年2月12日改定 2007年1月12日改定 2009年7月9日改定 2011年3月10日改定 2015年7月23日改定 2021年12月16日最終改定</p> <p align="center">(前略)</p>
<p><u>(電子提供制度による開示)</u></p> <p>第63条</p> <p>1. <u>会社法第325条の5第3項に基づき電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない旨の定款の定めがある会社において、取締役が、当該定款に基づく措置を</u></p>	<p align="center">(末尾から移行)</p>

新	旧
<p><u>とろうとしている場合には、監査役は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めたときは、異議を述べる。【Lv.3】</u></p> <p><u>2. 前項の定款の定めに基づく措置がとられる場合に、監査役は、電子提供措置事項記載書面に記載された事項が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告又は計算書類若しくは連結計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を、電子提供措置事項記載書面の交付を受ける株主に対して通知すべき旨を取締役に請求することができる。【Lv.5】</u></p> <p><u>【第63条参考】会社法において株主総会資料の電子提供制度が導入されたことを踏まえた改定である。</u></p>	
<p>(みなし提供制度による開示)</p> <p>第64条</p> <p>(中略)</p>	<p>(みなし提供制度による開示)</p> <p>第63条</p> <p>(中略)</p>
<p>(株主総会への報告・説明等)</p> <p>第65条</p> <p>(中略)</p>	<p>(株主総会への報告・説明等)</p> <p>第64条</p> <p>(中略)</p>

<p>(削除)</p> <p>(第63条へ移行)</p>	<p><u>下記は会社法第325条の2及び第325条の5の施行時に改定。</u></p> <p><u>下記条文追加により現行第63条以降の条文番号繰り下げ</u></p> <p><u>(電子提供制度による開示)</u></p> <p>第63条</p> <p><u>1. 会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社において、会社法第325条の5第3項に基づき電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項を定款において定めようとしている場合には、監査役は、当該事項について検討し、必要があると認めたときは、異議を述べる。【Lv.3】</u></p> <p><u>2. 前項の定款の定めに基づき電子提供措置事項記載書面に記載しないこととされた事項について、監査役は、当該事項が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告又は計算書類若しくは連結計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である場合には、その旨を株主に対して通知すべき旨を取締役に請求することができる。【Lv.5】</u></p> <p><u>【第63条参考】会社法において株主総会資料の電子提供制度が導入されたことを踏まえた改定である。</u></p>
------------------------------	--